

第 1 期 障害児福祉計画

～数値目標と見込量の設定～

1 指定障害福祉サービス一覧

障害児通所支援	
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	平成30年度からの新規事業です。重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

2 成果目標値の設定

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の第1期障害児福祉計画の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、平成32年度を目標年度として設定します。

● 障がい児支援の提供体制の整備等

目 標 値		設定の考え方
平成32年度末までに 児童発達支援センター設置	圏域に 1か所	【国指針：平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可】
平成32年度末までに 保育所等訪問支援を利用できる 体制構築	有	【国指針：平成32年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本】
平成32年度末までに 重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	圏域に 1か所	【国指針：平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可】

平成32年度末までに 重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に 1か所	【国指針：平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可】
平成30年度末までに 医療的ケア児支援のための協議の場	設置	【国指針：平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本。ただし、困難な場合は県が関与した上で、圏域での設置も可】

3 障がい児支援の見込量と確保のための方策

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人分	52	56	53	(51)	53	53	53
	人日分	186	199	192	(277)	288	288	288
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
	人日分	0	0	0	(0)	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	13	34	45	(49)	53	56	58
	人日分	31	249	387	(463)	501	529	548
保育所等訪問支援	人分	0	1	2	(0)	2	2	2
	人日分	0	3	5	(0)	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	人分					1	1	1
	人日分					4	4	4
障害児相談支援	人分	19	21	24	(24)	26	27	29
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人					0	0	1

※各年度3月分まで(平成29年度のみ9月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスについては、障がいの重度化や多様化を踏まえ、事業所でのより質の高い訓練や指導を促進する等、療育の質の向上を目指します。
- 医療型児童発達支援は、近隣に実施事業所がなく利用実績がないため、平成32年度の間は利用がないと見込みます。
- 平成30年度からの新サービスである居宅訪問型児童発達支援については、ニーズの把握と事業所との連携に努めます。
- 障害児相談支援については、近隣のサービス提供事業者との連携を強化し、利用者の状況に応じたサービスが提供できるよう努めます。